

## 宮崎県小林市の小中一貫教育構想

— 地域レベルでの教育課程・方法改革に関する事例研究のための予備的考察 —

助 川 晃 洋

### Comprehensive Education Plan from Elementary through Lower Secondary Levels in Kobayashi, Miyazaki: Preliminary Considerations for a Case Study of Local Educational Reform

Akihiro SUKEGAWA

#### I 研究の目的と方法

小中一貫教育は、まさに燎原の火の如く全国に広がっており、各地で様々なタイプの実践が展開されている。2008年7月7日の宮崎日日新聞は、「9年先見据えて指導」という大見出しの記事を掲載し、日向市小・中一貫教育特区平岩小中学校（宮崎県）の小中一貫教育について紹介するとともに、その一角の囲み記事で、「弾力的な運用魅力 全国に27校設置相次ぐ」として次のように報じている。

校舎一体型の公立小中一貫校は、2006年に開校した平岩小中学校と品川区立日野学園（東京都）が全国初。大半は構造改革特区を活用したもので、全国各地で設置が相次いでいる。

国は統計を出していないが、小中一貫教育全国連絡協議会（事務局・品川区教委）が把握する「一体型小中一貫」は16都道府県27校。今後も渋谷区（東京都）や四国中央市（愛媛県）など九つの自治体が開校を予定しているという。

校舎の形態がいかなるものであれ、各地方自治体（地方公共団体）が小中一貫教育を導入する際のねらいに共通する事柄は、極めて大づかみに言えば、小学校から中学校への円滑な移行を実現しながら、義務教育9年間を見通した教育活動を推進することであり、学習面では、系統性・一貫性のある教育課程を編成・実施し、個に応じた学習指導の充実を図り（例えば品川区のステップアップ学習や習熟度別学習等）、小学校段階から一部教科担任制を導入して専門性の高い授業（教科指導）を行うことによる児童・生徒の学力向上への寄与が、生活面では、「中1ギャップ」の影響を最小限に抑えることによる児童・生徒のストレスの軽減、不登校の解消、問題行動の減少が期待されている。またそれは、人材や施設を有効に活用することで、予算の圧縮が可能になるというメリットもあり、財政難に悩む自治体の熱い期待を集める一方で、「中だるみ」や教師の負担増等の課題も持っている。しかしいずれにせよ、小中一貫教育を導入する自治体とそれを実施する学校が、今後一層増加することになるのは確実である。2008年7月1日に政府が、教育基本法第17条の1の規定に基づいて閣議決定した「教育

振興基本計画」が、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」という「基本的方向」に沿った「知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の『確かな学力』を確立する」ための「施策」の一環として、「総合的な学力向上策の実施」を求めらる中で、「6 - 3 - 3 - 4 制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の連携・接続等のための取組について検討する」と謳っているからである。またすでに進行している教育の地方分権化の動きに照らしても、そのように考えることが妥当である。そもそも教育活動が行われている場により近いところへと分権化し、市町村教育委員会と学校の裁量が拡大することは、関係者が長く求めてきたことであると同時に、国際動向にも準じており、基本的に歓迎すべきことであると言ってよいだろう。

ところで、このように小中一貫教育が全国的に普及しつつあり、小中一貫教育全国連絡協議会が設立され、小中一貫教育全国サミットが開催されて、当事者間の情報交換・実践交流が活発化している状況がある一方で、それに関する研究は、現在までのところ極めて手薄である。小柳和喜雄の「異校種連携研究における研究動向 - 小中一貫・小中連携教育を中心に - 」に記載されている先行研究のリストを見て<sup>(1)</sup>、そこには商業誌（そのほとんどが教育雑誌）上に単発的な形で掲載された簡粗な学校紹介やジャーナリスティックな短編記事等が、かなりの割合で含まれている。特定自治体レベルでの小中一貫教育構想とそれに基づく学校教育実践のリアリティの両方に迫ろうとした研究に至っては、品川区をはじめとするいくつかの有名な自治体と一部の学校の先進的な取り組みに関するものを除けば、ほぼ皆無と言い切っても差し支えない。それに対して筆者が構想する一連の研究は、地域レベルでの教育課程・方法改革に関する事例研究を標榜しながら、宮崎県小林市<sup>(2)</sup>の小中一貫教育と新教科「こすもす科」（実際には新教科とはならなかったのであるが、本研究では当初案に従って、あえて新教科と呼んでおくことにする）に着目して遂行されるものであり、少なくとも着想と対象の新規性という点で、その存在価値を主張することが許されるものであると筆者は考える。そして本研究は、そのための予備的考察、或いはその第一弾として位置づけられるものである。

本研究の目的は、小林市の小中一貫教育構想についての基本的な理解を得ることである。そしてこの研究目的を達成するために、筆者は、研究方法として次の三つの事項を設定する。

#### （1）小中一貫教育の制度化をめぐる動向の把握

小中一貫教育の制度化を促した主たる前提的要因を指摘し、小中一貫教育を実施する学校を現行法制とのかかわりにおいて二つのタイプに区別し、教育課程の弾力化を企図する小中一貫教育の実施をめざす教育特区事業の特徴を示す。

#### （2）小林市における小中一貫教育の導入に向けた取り組みの把握

四つの公的な文書の中から、小中一貫教育について言及している箇所を抽出し、小林市における小中一貫教育への着目時期を特定し、その全市的な導入に向けた各種の取り組み、すなわち議論、事業、実践等の動向を把握する。

#### （3）小林市の小中一貫教育構想の特徴の把握

2008年8月に作成された小林市小中一貫教育基本計画策定委員会の「小林市小中一貫教育基本計画」の原案の成立経緯と基本的な構成を確認し、そこから同市の小中一貫教育構想の特徴を把握する。

なお本研究は、筆者が、小林市小中一貫教育計画基本計画策定委員会にオブザーバーとして

出席し（2008年6月19日から同年8月20日まで、計4回）、そこでの議論に触発された結果として着手され、このたびようやく成稿にまで至ったものである。本研究を進める過程では、小林市教育委員会事務局の方々、とりわけ教育長・佐藤勝美先生、学校教育課主幹・西田幸一郎先生、学校教育課学校教育係指導主事・河野康男先生のお三方には（所属・職階は、いずれも2008年度当時のものである）、いくつかの貴重な資料を提供していただくとともに、ヒアリングといくつかの事実確認に関する問い合わせにも丁寧に対応していただくなど、様々なご教示をかたじけなくしてきた。この場を借りて、厚くお礼申し上げたい。

## II 小中一貫教育の制度化

小中一貫教育の発想それ自体は、決して目新しいものではない。1971年6月11日の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」、いわゆる「四六答申」は、「第三の教育改革」の一環としての「初等・中等教育改革の基本構想」を示す中で、「人間の発達過程に応じた学校体系の開発」が必要であることを指摘し、「小学校と中学校、中学校と高等学校のくぎり方を変えることによって、各学校段階の教育を効果的に行なうこと」を提言していた。しかしそれについては、確かに一部で「先導的な試行」がなされたものの、現場の混乱や国が主導する取り組みに対する反発等から、結局は先送りされた経緯がある。それがいまや我が国では、次の四つの事項を主たる前提的要因とすることにより、小中一貫教育が制度化・運用されている。まさに隔世の感を禁じ得ない。

### （1）中高一貫教育の制度化と異校種間連携・一貫教育に対する関心の高まり

1997年6月26日の中教審第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」での「選択的導入」に向けた提言や1998年6月の「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立・公布等を受けて、中高一貫教育が、1999年4月から、小中一貫教育に先立って、すでに制度化・運用されていた。その一形態としての中高等教育学校のうちで全国最初の公立校が、制度発足と同時に開校した宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校である。より正確に言えば、同校は、全国最初の公立中高一貫校として1996年4月に開校した宮崎県立五ヶ瀬中学校・五ヶ瀬高等学校が校種・校名を変更したものである。そしてここで言う意味での中高一貫教育を実施する学校の設置状況が、当初の予想を上回っているのか、或いは下回っているのかについては断定できないものの、いずれにせよ、増加傾向にあることは間違いない。1999年度は4校にとどまっていたのが、2007年度までに257校が開校されており、公立中高一貫校が43都道府県に、そのうち36都道府県においては複数校が設置されている。2008年度以降には、さらに34校の設置が予定されている（文部科学省が2007年4月に調査し、同年8月に報道発表した「各都道府県における中高一貫教育校の設置・検討状況について」による）。このような中高一貫教育の制度化を一つの契機として、異校種間連携・一貫教育に対する社会的関心がより一層高まることとなった。

### （2）研究開発学校制度の移行と小・中連携に関する研究の進展

文部科学省の研究開発学校制度は、学校教育法施行規則第26条の2等に基づき、教育課程の研究のための特例を当初から認めていたが、さらに2000年度からは、公募型（ボトムアップ型）、予算規模の大型化、「独自授業」の研究開発が可能という三つの点で、それまでのものと区別される「新しいタイプ」に移行した。そこでは「学校教育の基本的な課題についての研

究開発（学校の教育課程の全体的なあり方についての研究開発）」の一環として、各学校段階間の連携による教育課程の一体的編成について検討され、さらにそれを含む「学校園間の連携に関する研究開発課題」、すなわち幼・小連携、小・中連携、中・高連携、高・大連携に関する実践研究が進められていた。とりわけ小・中連携については、「小中連携に関する研究開発指定校」において取り扱われ、2002年10月からは、これに続く「構造改革特別区域研究開発学校」へと引き継がれた。

### （3）構造改革特別区域制度の創設

2002年7月に内閣官房構造改革特区推進室と内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部が設置され、同年12月に構造改革特別区域法が制定されたことで（同時に構造改革特区推進本部が廃止され、構造改革特別区域推進本部が設置された。現在それは、都市再生、地域再生、中心市街地活性化の各本部とともに地域活性化統合本部会合を構成する四つの本部のうちの一つである）、特区における新たな教育実践が嚮導された。このことは、文部科学省がそれまで保持してきた教育改革の主導権を脅かす側面を有していた。特区制度は、従来の地域振興立法とは全く発想を異にする制度であり、その顕著な特質は、地域や具体的事業内容等を国が示す方策をとらず、自治体自らが、地域特性を踏まえつつ、実施・促進する特定の事業と適用が必要な特例措置を作成・申請する仕組みを導入している点に認められる。実情との齟齬を見せる国の規制を前にした自治体は、その規制撤廃を待たずして、自らの創意工夫によって、独自の事業が展開できるようになったのである。そこで文部科学省としては、より多くの自治体から旧態依然との謗りを受ける前に、その規制緩和に乗り出す必要に迫られたと言える。（4）で述べる義務教育制度の弾力化構想は、その中核に位置づけられるものである。

### （4）義務教育制度の弾力化構想

2004年8月10日に河村建夫文部科学大臣（当時）が発表した「義務教育の改革案」、いわゆる「河村プラン」は、「小・中学校の区切り方や小中一貫の導入など、義務教育の制度を弾力化し、地方が多様な教育を主体的に実施」との案を示し、それについて自ら次のように説明している。

義務教育の制度を弾力化し、地方が多様な教育を主体的に実施できるようにする。6 - 3制の小・中学校の区分についても、地方の実情に応じ、例えば6 - 3制以外の区分を可能としたり、小中一貫教育の導入を可能とするなど、柔軟な制度にする。

そして2005年10月26日の中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」は、「義務教育に関する制度の見直し」を求めらる中で、次のように述べている。

義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほか、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

ただしこれらの提言は、必ずしも教育条理的発想を主軸に据えて打ち出されたものではなく、むしろ小泉純一郎内閣（当時）の構造改革の一つとして進められた税財政制度改革、いわゆる



「三位一体の改革」との関係においてとらえられるべきものであり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」、いわゆる「骨太の方針2003」と「同2004」に盛り込むことで、義務教育費国庫負担金制度の改革推進、すなわち予算削減を迫った政府に対して、同制度の堅守を前提として包含しつつ、新たな義務教育改革構想を提示する必要に迫られた文部科学省が創出した独自のプランであると言える。

しかしここで、小中一貫教育を実施する学校の設置に関しては、次の二つが区別されるべきである。

第一は、現行法制の枠内で設置可能なものである。小学校設置基準第12条と中学校設置基準第12条は、現行法制に基づく小・中各段階の教育を一貫的に行う学校の設置を許容している。小・中学校ともに、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる」のであり、施設・設備の共同利用、例えば隣接する小・中学校が建物を共有しつつ、学校間連携による一貫的な教育を実施することは、制度改正なしに、現行制度のままでも十分に可能である。

第二は、現行法制の枠内で設置可能なものではなく、制度改正が必然的に要請されるものである。例えば学校教育法第19条及び同第37条の定める小・中学校の修業年限規定に沿うことなく、現行の6・3制によらない独自の教育段階の区分（例えば4・3・2制、3・4・2制、5・4制等）を導入する場合や学校教育法施行規則第25条及び同第54条の2に基づかない、すなわち教育課程の基準としての学習指導要領に準拠しない教育課程を編成・実施しようとする場合等が、それに該当する。小学校の「総合的な学習の時間」において広く実施されている英語学習であるが、それが、国際理解教育の一環として、学習指導要領の定めるところに従って行われている限りは問題ないものの、それを教科として独立させることは、現行法制が認めるものではない。このような第二のケースに属する小中一貫教育が、特区に認定された自治体においてはじめて可能となるものであることは言うまでもない。ただし従来は以上の通りであったが、2008年4月に教育課程特例校制度が設けられたために、学習指導要領や学校教育法施行規則等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例については、文部科学大臣の指定により行うことがすでに可能になっている。もっとも同制度の実態や運用状況等の詳細については、現時点では把握し切れていない。

そして教育課程の弾力化を企図する小中一貫教育の実施をめざす教育特区事業の特徴は、次の二点に整理することができる。

第一は、その多くが、英語教育への著しい傾斜を示していることである。それは、付加的・二次的な扱いの学習ではなく、当該特区事業の根幹を成すものである。そもそも2003年4月21日に認定された最初の教育特区の一つは、群馬県太田市の「太田市外国語（英語）教育特区」であった（同時期に認定された特区事業としては、「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」を「規制の特例措置」の内容とする東京都八王子市の「不登校児童・生徒のための体験型学校」が有名であり、同市立高尾山学園小学部・中学部が開校している。しかし2005年6月に学校教育法施行規則の一部が改正され、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程の編成・実施が可能となったために、同年7月に特区を外れ、「高尾山方式」は、現在では全国展開が可能となっている）。ただし「太田市外国語（英語）教育特区」における小中高一貫教育プログラムは、学校制度としては現行法制の枠内にとどまりつつ（2005年4月に私立小中高一貫校である学校法人太田国際学園ぐんま国際アカデミーを開

校)、教育課程において第二言語による授業を主軸とする、より詳しく言えば、国語等を除く一般教科の授業を英語で行い(イマージョン教育と呼ばれる)、小学校段階では英語での授業時間割合を学年進行に即して高めていくものの、中学・高校では年齢が上がるごとに日本語の割合を高めて、日本の大学入試に十分対応することができるような日本語能力の習得をめざすという突出した特徴を持っている点で、一教科としての「英語科」(名称は、これと違って構わない)の新設という形で英語教育に焦点化した他の特区事業、例えば石川県金沢市(『世界都市金沢』小中一貫英語教育特区)や福島県郡山市(『郡山市小中学校英語教育特区』)等のそれとは大幅に異なるものである<sup>(3)</sup>。

第二は、独自の新教科の創設が相次いでおり、とりわけ「生き方科」と総称することができる教科が、様々な名称で設けられていることである。その典型は、品川区が「英語科(小学校)」とともに新設した「市民科」である。また2006年7月12日の読売新聞は、「『市民科』で社会人の基本」という記事を掲載し、品川区立浅間台小学校1年生の「市民科」の授業の様子を紹介するとともに、小中一貫教育を実施する学校における「生き方考える教科」の開設状況を次のように報じている。

栃木県栃木市立皆川城東小・皆川中には「生き方科」、熊本県富合町立富合小・富合中には「生き方創造科」ができた。「自分の生き方を考え、課題に積極的に取り組む態度」や「自分の生き方を自信を持って語る力」を養う。広島県庄原市立庄原小・庄原中は、就労観や職業観を育てる「キャリア科」を始めた。情報活用や人間関係作りなどの能力を身につける。

上述した以外にも、よく知られている広島県呉市立五番町小学校・二河小学校・二河中学校の「生き方学習」<sup>(4)</sup>や鹿児島県薩摩川内市立里小学校・里中学校の「生き方科」等をはじめとして、類似する取り組みは、すでにならぬ数に上っているものと推測され、その全国的動向を把握することは極めて困難であると言わざるを得ない。ただし「生き方科」を各自治体が新設する際の問題状況認識の基幹部分は、ほぼ共通していると考えてよいだろう。品川区教育委員会の『品川区小中一貫教育要領』は、次のように述べている。

「現在の青少年に見られる傾向として、自分の将来についての理想をもてない、規範意識や公共マナーが低下している、ミーイズムの風潮が強いなどが指摘されている。また、学校では、いじめや不登校、問題行動などへの早急な対応が求められている。そこには、自分の考えをもたず、安易に周りに流されたり、内面的な弱さのために様々な環境に適応できなかつたりする児童・生徒の姿がある。また、善悪を正しく判断する基準や社会のために進んで取り組もうとする意欲、自分の生き方を自分の力で切り拓いていこうとするたくましさも低下してきている。さらに、児童・生徒の話し方を見ていると、抽象的・情緒的な発言が多く、相手を納得させるだけの論をもてないのも気になるところである」<sup>(5)</sup>。

「これからの社会を生きていくためには、児童・生徒によりよい自らの在り方や、生き方を探求し続けようとする強い意志と同時に、積極的に社会の発展に貢献しようとする能力を身に付けさせることが必要である。特に、パソコンや携帯電話等の普及による情報の氾濫の中においても、自らの考え方を貫く信念をもたせることが大切である」<sup>(6)</sup>。

このように「生き方科」は、児童・生徒に文字通り「生きる力」、品川区教育委員会の『品川区小中一貫教育要領』にある言葉を借りて言えば、「自分自身にとっての真理を求め続け、自らの生きる筋道を見つけさせる能力の習得と、社会における規律・規範を重んじる自己抑制

力とそれを支える倫理観、そして将来の理想を実現させていくための方法など、本当の意味での生きる力を育てようとするものである<sup>(7)</sup>。小林市の「こすもす科」もまた、2008年1月23日の西日本新聞が、「小中一貫教育導入へ」という記事を掲載して次のように報じていることから明らかのように、その趣旨を同じくする取り組みの一つとして位置づけられるものである。

新設の「こすもす科」については、今年5月に国に構造改革特区を申請。同市の伝統や文化を系統立てて学ぶとともに、小学3年で「リーダーシップの必要性」、中学2年では「クレジットカードやインターネットショッピング」などのカリキュラムを加えることで「たくましく生きる力」を身につけさせる。

### Ⅲ 小林市における小中一貫教育の導入に向けた取り組み

地方自治法第2条の4の規定に基づいて、また2006年3月20日に須木村と合併して新市となったことを契機として2007年3月に策定・発行された「小林市総合計画」（2007年～2016年）は（「基本構想」の計画年次は、2007年度から2016年度までの10年間である。「基本計画」は、市民ニーズや時代の流れ等に対応するため、前期と後期の各5年ずつに分かれている。「実施計画」は、3年分のものであることに加えて、毎年見直すローリング方式を採用している）、「学校教育の充実」を実現するための施策として、「こころの教育」、「からだの教育」、「教育環境の整備と充実」、「特色ある教育や学校づくりの推進」、「特別支援教育の充実」とともに、しかしそれらより上位（筆頭）に「学力向上の推進」を掲げて、次のように述べている。

小・中学校の9年間を見通した到達目標を設定することにより、一貫性・連続性のある教育を推進するとともに、指導と評価の一体化に努めます。

またそれは、「学校教育の充実」に関連する「主要事業」として、「小林市教育推進協議会運営事業」や「小・中学校規模適正化推進事業」等とともに、「幼保・小・中・高連携（一貫）教育推進事業」を挙げている。

この「小林市総合計画」を受ける形で、2008年3月に小林市教育委員会が策定した平成20年度改訂版「小林市教育推進プラン～子どもは未来の宝、今、人材こそが資源（地産・地育・地生）～」(平成18年度～22年度)は、「小中一貫教育推進事業」について、次のように述べている。

#### 1 事業の目的

義務教育9年間の小中一貫教育の実現を図るためにモデル校を設置するとともに、小中一貫教育の基本計画等を作成することによって、本市の小中一貫教育の推進を図り、児童生徒の個性や能力を伸ばし、人間力を高める。

#### 2 事業の概要

小林市小中一貫教育基本計画作成委員会を組織し、小中一貫教育基本計画を作成する。

小林市小中一貫教育推進モデル校を設置する。

新教科（仮称：こすもす科）の指導資料を作成する。

#### 3 事業費

合計 1,008千円

#### 4 事業の効果

- 一貫した指導がなされ、校種段階に応じた児童・生徒の確かな成長が期待できる。
- 本市の活性化に貢献できる人材を育成することができる。

またそれは、「豊かな人間性と国際社会に対応できる力を育てる教育の充実」と「特色ある教育や学校づくりの推進」のそれぞれの「施策の内容」の一つずつを「小中一貫教育推進事業」に割り当てて、次のように述べている。

「本市の将来を見据えた新教科『こすもす科』の開発と実践を図り、本市の将来を担うたくましい児童生徒の育成を図る」。

「『知育』『徳育』『体育』『食育』のバランスのとれた教育を推進するために、小・中学校の円滑な連携を図りながら、系統性、一貫性のある教育内容の設定と指導方法を確立する」。

なお最初の「小林市教育推進プラン」は、2006年3月に策定されている（その後、毎年3月に改訂されて現在に至る）。平成20年度改訂版であっても、表紙に（平成18年度～22年度）と書かれているのは、そのためである。ただしそれは、2001年3月に策定された「第四次小林市総合計画」（2001年度～2010年度）に基づくものである。


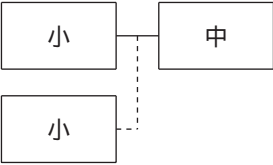
そして2007年11月29日の小林市立小・中学校規模適正化審議会答申「小林市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方及び具体的方策について」は、「適正な学校規模の具体的方策」の一つとしての「小中一貫教育」について、次のように述べている。

学習集団や生活集団を増やす方法の一つとして、小中一貫教育を考えることができる。また、この小中一貫教育には、関係する学校が、児童生徒の発達段階や学びの特性等を十分に考慮し、双方の教育内容の系統性・連続性と指導方法の一貫性・連続性を図ることで、学校種間の接続・移行を円滑に行うことができるという利点もある。

現在、小中一貫教育に取り組んでいる団体は、地方公共団体が82、国立大学法人11、学校法人5であり、その数は年々増加する傾向にある（このことについては、「付属資料」所収の「資料6：小中一貫教育に関する先行的な取組状況」を参照するように指示されている - 引用者注）。

小中一貫校を学校の形態から区別すると、表1のように「一体型」「連携型」に分けることができ、それぞれが固有の特徴を持つことになる。

小中一貫校の類型（表1）

一体型		<p>○ 同じ施設の中に小学校と中学校を設置し、小・中学校の区分がない。            (例) 日向市立平岩小・中学校            品川区立伊藤学園</p>
連携型		<p>○ 隣接あるいは近隣の小学校と中学校が一貫教育を行う。中学校に進学する小学校が複数の場合は、全ての小学校が一貫教育校となる。</p>



この中で、比較的早く実施可能なものは、「連携型」である。つまり、既存の中学校が拠点となり、近隣の小学校と連携しながらそれぞれの学校の実態に即して、教育理念や教育目標、教育課程、指導方法等の共通理解のもとに、9年間を見通した一貫性、連続性のある教育活動を展開していくということである。このことによって小学校から中学校への滑らかな移行ができるとともに、学校種の異なる異年齢の児童生徒の交流活動により、活動内容・形態・方法等、幅広い多様な教育活動が可能となり、豊かな人間関係や望ましい規範意識を醸成することができるようになる。また、小・中学校の教職員の交流も活発となり、より専門性を生かした教育活動が展開されることになる。

さらに、小中一貫校の形態として、施設一体型があげられるが、これは、学校施設(校舎)、組織や運営をともに一体化して行うもので、その実施に際しては、校舎の大幅な改修や改築が必要になる。

したがって、学校施設について、既存の施設が耐用年数を経過し、改築時期にくる場合や耐震調査によって要改修と診断された場合などの状況と併せて、実施することが現実的である。

このように様々な状況を鑑みて、適正な学習集団や生活集団を維持し、児童生徒の教育効果を高める方法を考えていく必要がある。

またそれは、「小林市の適正な学校規模の具体的方策」について、次のよう述べている。

適正な学校規模の具体的方策の審議においては、それぞれの立場から活発な意見が出された。審議の結果、現在、過小規模校や小規模校が取り組んでいる交流学習や集合学習の充実と拡大を図りながら、以下のような方策によって学校規模の適正化を推進するという結論に至った。

「山村留学制度」については、多様な留学生への対応が難しいことや受け入れ側の里親の負担を考えると本市での実施は難しい。一方、「小規模特認校制度」は、保護者の負担で当該小・中学校まで通学が必要なことなどの課題はあるが、児童生徒の受け入れ側である特認校が、特色ある学校づくりを進め、児童生徒や保護者にとって魅力あるものとなるのであれば実現可能である。

「小中一貫教育」については、カリキュラムの一貫性による教育効果をはじめ、少子化による学習集団や生活集団の確保、あるいは地域の活性化等の面で効果があり、よりよい教育環境と質の高い教育の創造を目指すことが可能である。また、「小・中学校の統廃合」については、今後も減少していく児童生徒数と学校の小規模校化の増加の問題を解消し、教育効果をより一層高める最終的な方法として、今後、考えていく必要がある。

以上のようなことから、本審議会としては、「小規模特認校制度」、「小中一貫教育」、「小・中学校の統廃合」を、本市の実態に即した具体的な方策として答申することにした。さらに2008年6月に小林市教育委員会が刊行した「平成20年度 小林市の教育」は、「学力の向上と自ら学び、自ら考える力の育成」と「特色ある教育、特色ある学校づくりの推進」という「教育施策」の「内容」の一つとして、前者については「小・中連携(一貫)による教育の一層の推進」、後者については「小中一貫教育の推進」を挙げており、さらにそれぞれの「内容の説明」として、「○学校の枠を超えた交流学習やティーム・ティーチング、合同学習等の推進」、「○小中一貫モデル校における実践的研究 ○新教科『こすもす科』の開発と実践 ○PTA、地域住民を対象とした小中一貫教育の説明会」と述べている。

またそれは、「小中一貫教育推進事業」について、次のように述べている。

(1) 事業の目的

義務教育9年間の小中一貫教育の実現を図るためにモデル校を設置するとともに、小中一貫教育の基本計画等を作成することによって、本市の小中一貫教育の推進を図り、児童生徒の個性や能力を伸ばし、人間力を高める。

(2) 事業の概要

小林市小中一貫教育基本計画策定委員会を組織し、小中一貫教育基本計画を作成する。

小林市小中一貫教育推進モデル校を設置する。

新教科「こすもす科」の指導資料を作成する。

このように小林市では、以前から、その時期を厳密に特定することは困難であるが、およそ2006年度から小中一貫教育に着目し、その全市的な導入に向けた取り組みが積み重ねられていた。2006年度には、児童・生徒の学力向上のために、小学校と中学校が一貫性のある教育を推進する必要があると提言された。2007年度には、市内小・中学校が適正規模を維持するための具体的方策の一つとして、小中一貫教育が有効であると答申された。そして2008年度からは、「小中一貫教育推進事業」の一環として、西小林中学校区の幸ヶ丘小学校、西小林小学校、西小林中学校をモデル校に指定して、「連携型」の小中一貫教育実践が試行された。

#### IV 小林市の小中一貫教育構想の特徴

小林市の小中一貫教育構想の根幹は、「小林市小中一貫教育基本計画」において提示されている。「小林市小中一貫教育基本計画」は、その文面上では、適正な学校規模の維持という視点を必ずしも前面に押し出してはいないものの、「第1回小林市小中一貫教育基本計画策定委員会会議録」（第2回委員会で席上配布された逐語録）に残された事務局担当者の発言を参照する限りにおいて、やはり「小林市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方及び具体的方策について」と関係したものであり、明らかに「小林市総合計画」を出発点とし、「小林市教育推進プラン」を経て、「小林市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方及び具体的方策について」と関連しながら、「平成20年度 小林市の教育」へと至る一連の議論を引き継いだものとみなすことができる。また「小林市小中一貫教育基本計画」の原案は、次の日程で開催された小林市小中一貫教育基本計画策定委員会での議論を経て作成された。その後パブリックコメントを募集し（2008年10月1日から同年10月31日まで）、必要な修正を施した上で小林市教育委員会の承認を得て確定に至り（2008年11月刊行）、説明会を開催して市内小・中学校全教職員（2008年12月26日）と保護者・地域住民（2009年1月20日から同年2月4日まで、計7回）に対して周知が図られた。

第1回委員会

日時：2008年5月20日（火） 13:00～14:30

場所：小林市中央公民館研修室

協議：（1）策定委員会の計画

（2）学校教育の現状と課題

## 第2回委員会

日時：2008年6月19日(木) 13:30～16:00

場所：小林市立図書館2階会議室

- 協議：(1) 小中一貫教育の意義  
(2) 小中一貫教育の基本理念  
(3) 小中一貫教育の目標  
(4) 「こすもす科」について

## 第3回委員会

日時：2008年7月3日(木) 13:30～16:00

場所：小林市中央公民館会議室

- 協議：(1) 小林市における小中一貫教育の方向性  
義務教育9年間を見通した、系統性一貫性のある教育の推進  
新教科「こすもす科」の推進

## 第4回委員会

日時：2008年7月28日(月) 13:30～16:00

場所：小林市中央公民館研修室

- 協議：(1) 小林市における小中一貫教育の方向性  
児童生徒及び教職員の連携・交流の推進  
地域に根ざした特色ある教育活動の推進  
円滑な小中一貫教育を進めるための学校組織及び支援体制の構築

## 第5回委員会

日時：2008年8月20日(水) 10:00～12:00

場所：小林市中央公民館会議室

- 協議：(1) 小林市小中一貫教育基本計画(原案)について  
そして「小林市小中一貫教育基本計画」の基本的な構成は、次の通りである。

はじめに

学校教育の現状と課題

- 1 教育環境面からみた現状と課題
- 2 「知育」の側面からみた現状と課題
- 3 「徳育」の側面からみた現状と課題
- 4 「体育」の側面からみた現状と課題
- 5 「食育」の側面からみた現状と課題

小林市の小中一貫教育の基本的な考え方

- 1 小中一貫教育の意義
- 2 小中一貫教育の基本理念
- 3 小中一貫教育の目標

小林市における小中一貫教育の方向性

- 1 義務教育9年間を見通した、系統性・一貫性のある教育の推進
  - (1) 義務教育段階の区切り
  - (2) 発達段階に即した学年区分

- (3) 小学校段階からの一部教科担任制
- (4) 小中一貫教育を行うための教育課程の編成
- (5) 小中一貫教育における学習指導
- (6) 小中一貫した生徒指導の体制づくり
- (7) 小中一貫した特別支援教育の体制づくり
- 2 新教科「こすもす科」の推進
  - (1) 創設の趣旨
  - (2) 「こすもす科」の名称について
  - (3) 「こすもす科」の目標・能力・指導項目等
  - (4) 指導時数
  - (5) 「こすもす科」における目標達成関係図
- 3 児童生徒及び教職員の連携・交流の推進
  - (1) 児童生徒の交流の推進
  - (2) 教職員の連携・交流授業の推進
- 4 地域に根ざした特色ある教育活動の推進
  - (1) 地域素材・人材の活用
  - (2) 特色ある教育活動の推進
  - (3) 世代間交流の推進
  - (4) 学校と地域との連携の推進
- 5 円滑な小中一貫教育を進めるための学校組織及び支援体制の構築
  - (1) 学校組織の見直し
  - (2) P T A 組織の充実
  - (3) 小林市スクールサポートセンターの支援体制

おわりに

付属資料

- 資料1 小林市立小・中学校児童生徒数推移
- 資料2 児童生徒の意識（平成19年4月実施の全国学力・学習状況調査の結果）
- 資料3 体力調査結果
- 資料4 小林市小中一貫教育（連携型）の構想図
- 資料5 教育課程編成の手順
- 資料6 小林市まちづくりアンケート（中学生・高校生）

ここで小林市の小中一貫教育構想の特徴として注目されてよいのは、次の四点であると筆者は考える。

- (1) 知・徳・体・食のバランスのとれた教育活動の推進

小林市では、「生きる力」の構成要素としての「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つに対応した「知育」、「徳育」、「体育」の充実を図るのはもちろんのこと、次のような現状・課題把握に基づいて、「食育」の重要性にも着目している。

本市のほとんどの児童生徒が朝食を毎日っており、基本的な食生活が営まれている。しかし、成長期における「栄養のバランスのとれた食事をする」「出された物は残さず食べる」という意識が年齢が上がるにつれて低下し、正しい箸の持ち方もできない児童生徒

が増えてきている。

今後、食の重要性について保護者に啓発を図るとともに、児童生徒に対する指導を充実していくことが必要である。

そして小林市では、知・徳・体・食の四つのバランスのとれた教育活動を推進することをめざしており、このことは、小中一貫教育の基本理念と目標について述べた箇所において明記されている。

「小中一貫教育の基本理念」は、次の通りである。

本市では「児童生徒や地域の実態をふまえ、義務教育9年間を見通した系統性・一貫性のある小中一貫教育を小林市全小・中学校で導入し、保護者や地域との連携のもと、『知育』『徳育』『体育』『食育』のバランスのとれた教育活動を一丸となって推進することにより、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子どもを育成すること」を本市の基本理念とする。

また「小中一貫教育の目標」は、次の通りである。

本市では、次の目標のもと義務教育9年間を見通した系統性・一貫性のある小中一貫教育を行う。

義務教育9年間を見通した、小中一貫教育を推進することにより、自ら目標をもち、未来をたくましく生きぬく子どもを育成する。

#### めざす児童生徒像

- 知 ... 基礎・基本を確実に身に付け、意欲的に学ぶ児童生徒
- 徳 ... ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる児童生徒
- 体 ... すすんで運動し、体を鍛える児童生徒
- 食 ... 望ましい食習慣を身に付ける児童生徒

#### (2) 6・3制から4・3・2区分への変更と小学校段階からの一部教科担任制の導入

「6・3制の義務教育制度が施行された当時と比べ、児童生徒の心身の発達状況や児童生徒を取り巻く社会環境は、大きく変化している。従来6・3制の区切りでは、児童生徒の心理的・身体的発達、あるいは成長にかかわる変化などから実態にそぐわない面が見られるようになった」との判断に基づき、小林市の小中一貫教育では、「前期（小1～小4）、中期（小5～中1）、後期（中2～中3）」という4・3・2の「区切り」（まとめ）が設定され、それが、「発達段階に即した学年区分」とみなされている。前期（1・2・3・4年）は、「生活や学習の基礎・基盤確立期」であり、「学級担任が中心となって基本的学習習慣を身に付けさせる」とともに、「学級担任が中心となって、基本的生活習慣、集団適応能力を育てる」時期である。中期（5・6・7年）は、「小・中学校の接続充実期」であり、「学級担任が中心となって、基礎学力の定着を図り、一部教科担任制によって、専門性の高い授業で学力の向上を図る」とともに、「学級担任が中心となり自己の在り方や望ましい人間関係の在り方を身に付けさせる」時期である。また中期は、「一部教科担任制の導入など、前期から後期への児童生徒の生活環境の変化に適應できるよう教育環境を整える大切な時期である」。後期（8・9年）は、「一貫教育成熟期」であり、「教科担任制による専門性の高い授業により、進路実現のための学力を身に付けさせる」とともに、「今後の自己のよりよい生き方を見つめ、個性の伸長を図る」時期である。



そして小林市の小中一貫教育では、上述したように、「小学校5・6年（中期）の段階から兼務教員の授業や交流授業による一部教科担任制を取り入れ教師の専門性を生かした授業を行う」ことにしている。小学校段階から一部教科担任制を導入することのメリットとしては、「児童生徒一人一人のニーズやつまずきに十分対応した授業ができるようになり、個人のよさや、可能性を引き出し、学習意欲の向上につなげることができる」、「児童生徒は様々な教師と関わることになり、生徒指導の視点も含め、多面的な支援を受けることができる。そのことで、中学校への進学時などの不安や抵抗感を解消できる」、「中学校での教科担任制への滑らかな移行を図ることにもつながる」、「教師自身も小学校、中学校の垣根を越えて指導を行うことで、協同による質の高い教材研究や、互いの授業改革につながる事が期待できる」、以上の四つが挙げられている。

### （3）新教科「こすもす科」の創設

「こすもす科」の導入に向けた検討は、小林市小中一貫教育基本計画策定委員会が発足する以前から、公式には2006年度から、小林市教育研究センターの研究同人を中心として行われていた。2006年度には、「生き方教育」の研究として「理論研究」、「生き方モデルプラン作成」、2007年度には、「児童生徒の『人間力』の向上を図る小林ならではの教育活動の創造～生き方教育（こすもす科）を中心とした小中一貫教育の教育課程の編成をとおして～」という研究主題を掲げて、「生き方教育で身に付けさせる能力の整理」、「『こすもす科』学習プログラム作成」、「教育課程の編成」、「『こすもす科』プラン作成（要領・解説）」、「単元計画作成」、2008年度には、「指導展開例作成（1単位時間）」、「教育課程の編成」、「児童生徒用資料集及び指導者用指導資料集（児童生徒用テキスト及び指導者用指導手引きと改称された - 引用者注）作成」、「授業実践による指導展開例の修正」、「評価規準作成」が行われた<sup>(8)</sup>。2008年4月26日の宮崎日日新聞は、上述した研究の歩みについて、「こすもす科導入へ研究開始」という記事を掲載して次のように報じている。

小林市教育研究センター（所長・佐藤勝美教育長）の本年度第1回研究会は、市中央公民館で25日あった。小中学校から選ばれた研究員19人を委嘱。「生き方教育」を掲げる新科目「こすもす科」導入に向け、テキスト作成など具体的研究をスタートさせた。

こすもす科は生活習慣やコミュニケーション能力を身につけ、自立した人間として地元へ貢献する人材を育てるのが狙い。来年度から市内全域で始まる小中一貫教育に合わせて試行的に実施。小学1、2年は年間15時間、同3年 - 中学3年は35時間を充てる。

同センターでは昨年度までに、礼儀作法や会話の仕方、将来設計など指導項目を盛り込んだ学習プログラムを作成。本年度は指導要領や評価基準などについて研究を重ねる。

そして「こすもす科」の「目標」は、次の通りである。

小林市市民としての自覚をもち、自己の主体性・自律性や他者・社会との関係形成能力を身に付けさせるとともに、よりよい人生を自ら創り出していくための豊かな人生観や望ましい価値観の基礎を養い、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を育成する。

また「こすもす科」を構成する「3つの領域」とそこで児童・生徒に「身に付けさせる8つの能力」は、次の通りである。

領域	能力	説明・〈指導項目〉
<b>自分領域</b> 基本的な生活習慣を身に付け、自立的な判断と自主・自律に基づいた行動をとることができる資質や能力を育成する。	自己育成能力	基本的な生活習慣を身に付け、自らの目標達成に向けて自己の生活を管理し、様々な状況に適応することができる能力 〈指導項目〉 (ア) 礼儀作法 (イ) 規範意識 (ウ) 整理整頓 (エ) 身なり (オ) お金 (カ) 健康 (キ) 安全
	責任遂行能力	日常生活における自分の役割や仕事など当たり前のことを最後までやり遂げることができる能力 〈指導項目〉 (ア) 手伝い (イ) 係や当番 (ウ) 家庭学習
<b>他者領域</b> 社会規範に基づき、自他の個性を尊重し合いながら相互の信頼関係を築き、民主的な集団や社会を形成することができる資質や能力を育成する。	コミュニケーション能力	自分の考えを効果的に相手に伝え、相手の考えを理解しながら互いに思いを伝え、伝え合うことができる能力 〈指導項目〉 (ア) 会話
	集団参画能力	多様な集団や組織の中で、自己の責任と義務を果たしながら自分の意志を集団に反映させ、自治的な活動を行うことができる能力 〈指導項目〉 (ア) 話し合い (イ) リーダー (ウ) 自治的な活動
<b>社会領域</b> 地域の伝統・文化や自然に興味・関心をもち、積極的にかかわりながら理解を深めるとともに、現代社会の仕組みについての認識を深め、自己の生き方について考え方を深めることができる資質や能力を育成する。	環境保全能力	生活を取り巻く環境や自然に関心をもち、環境の保全に配慮した思考力や判断力を身に付け、環境への責任ある行動ができる能力 〈指導項目〉 (ア) 環境や自然の理解 (イ) 共存の考え
	文化的活動能力	小林市や他の地域の伝統・文化について理解を深め、文化的活動へ積極的に参加し、地域のよさを味わうことができる能力 〈指導項目〉 (ア) 市の伝統・文化の理解 (イ) 他の地域の伝統・文化の理解 (ウ) 積極的参加
	地域貢献能力	小林市の一員として各機関や地域社会との関わりを深めながら、自分の役割を見つけ、地域のために主体的に行動できる能力 〈指導項目〉 (ア) 一員としての自覚 (イ) 市の状況の理解 (ウ) 各機関の役割と働き (エ) 地域のためにできること
	将来設計能力	自分の将来に対して夢や希望をもち、自らの設定した目標に向かって努力しながら、自分の進路や将来についての計画を立てることができる能力 〈指導項目〉 (ア) 職業の理解 (イ) 上級学校の理解 (ウ) 大人の考えの理解 (エ) 自分の適性の理解 (オ) 夢実現のために (カ) 将来の計画立て (キ) 将来の計画の見直し

「指導時数」は、上述したように、「小学校1、2年生は、年間15時間」、「小学校3年生～中学校3年生までは、年間35時間」である。

その目標や領域等が、以上のように整理され得る「こすもす科」を新教科として創設していることは、たとえ小林市側の意図がどうであれ、同市の小中一貫教育構想の目玉である。「生き方科」を実践している市町村は、筆者の知る限り小林市を除いて宮崎県には見当たらないだけに、「こすもす科」の取り組みは、県内教育関係者はもちろんのこと、多くの人々の耳目を集めることが予想される。

#### (4) 連携・交流・支援体制の構築

小林市の小中一貫教育は、「連携」、「交流」、「支援」によって支えられている。

まず「連携」の形態としては、次の四つが挙げられる。第一は、小学校と中学校の連携である。そもそも小林市の小中一貫教育は「連携型」であり、次の八つの組み合わせから成り立っている。

- A：小林小学校、南小学校、小林中学校
- B：細野小学校、細野中学校
- C：幸ヶ丘小学校、西小林小学校、西小林中学校
- D：東方小学校、東方中学校
- E：永久津小学校、永久津中学校
- F：三松小学校、三松中学校
- G：鳥田町小学校、須木小学校、須木中学校
- H：内山小学校、内山中学校

そして「小中一貫教育を行う上では、連携校が協力して教育課程を編成することが必要になる」ため、校長、教頭、教務主任等を中心とした「教育課程編成準備委員会」（仮称）をはじめとして、関連する委員会を適宜設置することが求められている。学習指導においては、例えば「連携校で共通の学習規律を設定したり、日ごろの授業における指導過程上の工夫や指導技術等の視点から共通した実践項目を設定し、共に実践したりすること」が必要であり、「学習指導の工夫改善を行うためには、連携校で共通した校内研修のテーマを設定し、日々実践を繰り返しながら、学習指導の充実に努めることが大切である」と述べられている。また各学校には、「従来の学校組織を見直し、組織的・機動的な対応のできる体制づくりを進めるとともに、学校運営の効率化を図ることが求められている」。「連携する学校間で、校務の組織や内容に一貫性を持たせておかなければならない」とも述べられている。第二は、教員同士の連携である。「小・中学校相互の授業への乗り入れの機会を増やすこと」、すなわち同じ学校種の教員同士はもちろんのこと、異なる教員文化を持つ小学校教員と中学校教員が、「日常的な授業実践」のレベルで「連携・協力」することが求められており、「指導力の向上や意識改革を図ること」が期待されている。具体的には、互いの授業参観、授業の「交換」（小学校教員が中学校で、中学校教員が小学校で授業をすることの意味）、教材・指導法の共同研究開発等が例示されている。「兼務教員の配置による指導の充実」も企図されている。第三は、学校と保護者の連携である。「学校の校務分掌とPTA組織が整合性を保つよう配慮が必要である」との立場から、「学校の校務分掌に準じたPTA組織」を構築し、学校とPTAが、「同じ目標に向けて共同して実践すること」が必要であると指摘されている。第四は、学校と地域の連携である。地域に根ざした特色ある教育活動を推進するためには（小林市では、以前から各学校が「一校一形」

運動を展開している)、「地域素材・人材の発掘及び活用」が不可欠であり、また「可能な限り地域住民が学校の教育活動に参画し、協働していく」という形での地域協働的な学校経営が重要であるとされている。

続いて「交流」の形態としては、次の二つが挙げられる。第一は、児童・生徒間の交流である。「中学校へ入学する前に、(小学生が - 引用者注) 中学校の生徒と交流する場をできるだけ多く設定すること」と「学校行事を小中合同で実施すること」が推奨されている。前者については、放課後等に行われる中学校の部活動への小学生の参加や小学6年生を対象とした中学生による入学オリエンテーション等が、後者については、運動会、遠足、ボランティア活動等の合同実施が例示されている。第二は、異世代間の交流である。「児童生徒に地域に生きる人々の知恵や経験を学ばせるとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けさせる」ために、「意図的・計画的に世代間交流の機会を設定」することが求められている。

最後に「支援」としては、学校事務職員による教育活動支援が挙げられる。例えば連携校間の、或いは市内諸機関との連絡調整や「こすもす科」の導入に伴う指導資料の作成・収集等、各学校・教員単位で行うのは非効率的である、或いは負担が大きいという場合には、「教師が子どもと向き合う時間を確保する観点から」、学校事務の共同実施組織である「小林市スクールサポートセンターの情報力・組織力・機動力を活用して」、教育活動に対する必要な支援を受けることが有効であるとされている。

「小林市小中一貫教育基本計画」を参照する限りにおいて、小林市の小中一貫教育構想の特徴としては、以上の四点を指摘することができる。ただしそれらは、あくまでも文書レベル、或いは計画段階でのことである。小林市の小中一貫教育は、2009年4月から全市的に実施されている。今後において小中一貫教育実践を継続し、学校と教師が、児童・生徒、保護者、地域住民等とともに現場で試行錯誤を重ねる中で、「小林市ならではの」実践的な特徴が、新たに、そして続々と創出されることになるはずである。

## V 研究のまとめと今後の課題

以上本研究において筆者は、小林市の小中一貫教育構想についての基本的な理解を得ることをめざして考察を進めてきた。ここで本研究を通して得られた知見を整理するならば、それは、次の三点である。本研究の行論に即して、箇条書きの形で列挙することにする。

- (1) 中高一貫教育の制度化と異校圏種間連携・一貫教育に対する関心の高まり、研究開発学校制度の移行と小・中連携に関する研究の進展、構造改革特区制度の創設、義務教育制度の弾力化構想の提示、以上の四つを主たる前提的要因とすることにより、小中一貫教育が制度化・運用されるに至った。この小中一貫教育を実施する学校の設置に関しては、現行法制の枠内で設置可能なものと現行法制の枠内で設置可能なものではなく、制度改正が必然的に要請されるものの二つが区別されるべきである。そして後者に属し、教育課程の弾力化を企図する小中一貫教育の実施をめざす教育特区事業の特徴としては、英語教育への著しい傾斜が見られることと独自の新教科、とりわけ「生き方科」が設けられていることの二点を挙げるができる。
- (2) 次の四つの公的な文書、すなわち「小林市総合計画」、「小林市教育推進プラン」、「小林市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方及び具体的方策について」、

「平成20年度 小林市の教育」によれば、小林市では、小中一貫教育の導入に向けた取り組みが、2006年度から行われていた。2006年度には、学力向上策の一つとして着目され、2007年度には、学校の適正規模を維持するための具体的方策の一つとして有効であると認められ、2008年度には、モデル校での試行的実践が展開された。

- (3) 「小林市小中一貫教育基本計画」において、同市の小中一貫教育構想の根幹が提示されている。その特徴は、知・徳・体・食のバランスのとれた教育活動の推進をめざしていること、6・3制から4・3・2制へと区分を変更し、さらに小学校段階から一部教科担任制を導入していること、新教科として「こすもす科」を創設していること、連携・交流・支援体制の構築を求めていること、以上の四点到に整理することができる。

そして小林市の小中一貫教育構想は、基本的には、教育課程・方法改革を志向したものと解釈することができる。なぜなら新教科として「こすもす科」を創設し、教育課程の弾力化を企図しているからであり、また学習指導と生活指導の工夫・改善・充実にかかわる具体的な方策を数多く盛り込むことで、教育方法の見直しを要請しているからである。

最後に、本研究の成果を踏まえた上で、小林市の小中一貫教育とのかかわりにおいて筆者が取り組むべき今後の研究課題について、優先順位の高い方から二点だけ言及するならば、それは、次の通りである。第一は、「こすもす科」のカリキュラムと授業実践について検討することである。第二は、小中一貫教育が、例えば児童・生徒の学力・態度形成、教育課程経営とカリキュラムマネジメント、教師の指導法等をはじめとして、学校教育の各方面に与える影響について検討することである。もちろん筆者としては、以上の二点だけに限らず、小林市の小中一貫教育実践の現場を検証し、その改善に資するような研究を幅広く行っていくつもりである。いずれにせよ、可能な限り長期間に渡って、何度も学校・教室に足を運びながら、授業をはじめとする教育実践の様々な場면을観察・記述することから出発する必要があると考えている。

#### 注

- (1) 小柳和喜雄 「異校園種連携研究における研究動向 - 小中一貫・小中連携教育を中心に -」 『教育実践総合センター研究紀要』第17号 奈良教育大学教育学部附属教育実践総合センター 2008 (平成20) 年3月 pp. 319-323.
- (2) 小林市は、宮崎県南西部、南九州のほぼ中央に位置し、北は熊本県、南は鹿児島県に接している。人口約4万1000人で県内6位、面積474.23平方キロメートル(境界未定部分あり)で県内5位。代表的な観光地は生駒高原で、市の花はコスモス。韓国岳や高千穂峰を市域に含む。霧島連山の麓にあるため、随所に名水が湧き出し、温泉も多い。基幹産業は農業で、畜産が盛ん。
- (3) 特定非営利活動法人21世紀教育研究所学びリンク編集部編著 『教育特区ハンドブック この“まち”だからできた教育改革』 学びリンク 2006 (平成18) 年 pp. 42-47.
- (4) 天笠茂監修 広島県呉市立五番町小学校・二河小学校・二河中学校編著 『公立小中で創る一貫教育 4・3・2のカリキュラムが拓く新しい学び』 ぎょうせい 2005 (平成17) 年 pp. 85-120.
- (5) 品川区教育委員会 『品川区小中一貫教育要領』 講談社 2005 (平成17) 年 p. 196.
- (6) 同上



- (7) 同上
- (8) 平成19年度調査報告書(第24号)『児童生徒の「人間力」の向上を図る小林ならではの教育活動の創造～生き方教育(こすもす科)を中心とした小中一貫教育の教育課程の編成を通して～』  
小林市教育研究センター 2008(平成20)年3月 p.2.

## 付記

本研究のもとになった論文は、2008年9月中にはほぼ完成し、あとは2008年度中のその後の動向を書き加えればよいという状況であった。しかし小林市においては、文部科学省の指導もあって事態は急転し、特区申請はおろか、教育課程特例校の指定申請も見送られ、また「こすもす科」も新教科ではなく、生活科と「総合的な学習の時間」の中で取り扱う内容として位置づけ直されることになった。2009年1月22日の朝日新聞は、「『小中一貫』の小林市教委 不登校予防に効果的/学力向上期待 導入間近、保護者説明会スタート」として、「こすもす科」の位置づけに関する事項も含めて、次のように報じている。

小林市教委は09年度から、すべての小中学校で小中一貫教育を導入する。子供たちの小学校から中学校への移行をスムーズにする目的で、地域密着型のカリキュラム「こすもす科」も創設。導入を間近にし、保護者向けの説明会が20日夜須木地区を皮切りに始まった。

説明会では市教委の担当者が基本計画の概要を紹介。保護者ら約25人が出席し、佐藤勝美教育長が「中学校進学時に不登校や問題行動が増える、『中1ギャップ』の解決にも効果的で、授業法の共通実践で学力向上も期待できる」と強調した。

一貫教育は、市内8中学校を拠点に近隣の小学校1～2校との間で職員交流などを進める「連携型」で実施。小学1～4年を前期、小学5年～中学1年を中期、中学2～3年後期と区切り、中期では一部に教科担任制を採用。音楽や美術といった専門教科などで中学教諭が小学校に出向いて教える。

こすもす科は総合学習の時間などを利用し、年間に小学1～2年で15時間、同3年～中学3年で35時間を充てる。小学低学年の基本的な生活習慣を身につけるといったレベルから、高学年ではコミュニケーション能力などを育て、さらに中学では地域の伝統・文化などに理解を深め、主体的に地域に貢献する力を養う。

全面導入に先駆けて昨年4月から一貫教育を先行実施しているモデル地区の西小林中学校区について、佐藤教育長は「指導の一体化など順調にきている」と評価。来年度には授業を公開し、他校の参考にする計画という。

保護者説明会は2月4日まで計7回開く。佐藤教育長は「保護者の理解、協力を得て地域と一体になった小中一貫教育を進めたい」と話している。

したがって本研究で整理した内容の一部は、小林市の最終的な小中一貫教育構想とは異なっており、それに基づく2009年度以降の同市における学校教育実践とも整合していない。しかしこのような欠陥を承知の上で、それでもあえて本研究を公にした理由の一つは、小林市の当初の小中一貫教育構想がなぜ、どのように変化することになったのかを今後の研究において明確にするためにも、それ自体を一度まとめた形で提示しておくことが必要であると筆者が考えたからである。